

「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱」の一部改正について

1 改正の箇所及び理由

(改正箇所) 要綱第 5 関係及び語句の修正

(改正理由)

今般、建設業退職金共済制度の掛金納付方式に電子申請方式が導入されたことに伴い、国土交通省より「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について（令和 3 年 3 月 30 日付け国不入企第 40 号）」の通達及び独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部より「建設業退職金共済制度の普及徹底について（令和 3 年 8 月 27 日付け建退共発第 55 号）」の要請を踏まえ、必要な改正を行うとともに語句を修正する。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

3 施行期日

この改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。